

令和5年度

第26回東松島市農業委員会総会議事録

令和5年7月25日

東松島市農業委員会

# 令和5年度第26回東松島市農業委員会総会議事録

日 時： 令和5年7月25日（火） 午後1時30分

場 所： 東松島市役所鳴瀬庁舎 3階 講義研修室

招集者： 東松島市農業委員会 会長 佐藤 栄 宏

議 事： 開 会

挨 拶

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告事項1 貸貸借等の合意解約について

日程第4 議案第1号 非農地証明願について

日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第6 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

閉 会

出席委員（15名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
1番	—	2番	鈴木 仁 逸	3番	佐藤 祥
4番	熊谷 奨	5番	阿部 喜生	6番	秋本 まゆみ
7番	小山 静子	8番	大山 道保	9番	浅野 喜代志
10番	安部 俊郎	11番	本田 幸男	12番	小岩 敏幸
13番	大崎 康	14番	川村 勝雄	15番	安倍 民夫
16番	佐藤 栄宏				

遅参委員 なし

欠席委員（1名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
1番	門馬 宏之				

出席事務局職員

事務局長 石 森 久 浩  
 事務局長補佐兼農地係長 安 倍 浩 司

【 開 会 】

- 事務局長 : ただいまより、第26回東松島市農業委員会総会を開催いたします。  
初めに、会長よりご挨拶を申し上げます。
- 佐藤栄宏会長 : — 会長挨拶 —  
— 会長の動向報告 —
- 事務局長 : 議事の進行につきましては、東松島市農業委員会会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となり進めていただきます。  
それでは会長、よろしく願いいたします。

【 議 事 】

- 議長（佐藤栄宏会長） : それでは、議事に入ります。  
本日は、1番門馬宏之委員から欠席届が出されております。ただいまの出席委員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより第26回東松島市農業委員会総会を開会いたします。  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであり、議事日程に従い、議事を進めてまいります。
- 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定に基づき、6番秋本まゆみ委員、7番小山静子委員のお二人を指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

○各委員 : （「異議なし」との声あり）

- 議長（佐藤栄宏会長） : 異議なしと認め、お二人を指名いたします。  
日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

○各委員 : （「異議なし」との声あり）

- 議長（佐藤栄宏会長） : 異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。  
日程第3、報告事項1 貸貸借等の合意解約について、事務局から説明願います。

- 事務局長 : 議案の1ページをご覧ください。
- その1、大曲字上納125—1、2、507㎡ 外 計2筆で2、885㎡、解約届出日は令和5年5月25日、貸借期間の変更のため貸貸借の解約でございます。
- その2、その3については、大塩字中沢303—1、26㎡ 外 計3筆で148㎡、解約届出日は令和5年6月2日、貸貸借の解約でございます。
- その4、その5については、大塩字中沢299—1、289㎡ 外 計14筆で633㎡、解約届出日は令和5年6月2日、公共事業に係る公用使用のため貸貸借の解約でございます。
- その6、大曲字櫓前121—1、7、912㎡、解約届出日は令和5年5月14日、賃借人の都合により貸貸借の解約でございます。
- その7、赤井字一本杉16—1、6、310㎡ 外 計3筆で7、471㎡、解約届出日は令和5年6月26日、開発事業用地として第三者へ貸貸借のための貸貸借の解約でございます。

その8、赤井字一本杉18、997㎡ 外 計6筆で4,531㎡、解約届出日は令和5年6月26日、開発事業用地として第三者へ賃貸借のための賃貸借の解約でございます。

その9、赤井字南三65-1、599㎡ 外 計8筆で6,867㎡、解約届出日は令和5年6月23日、第三者へ売買のための賃貸借の解約でございます。

その10、その11については、赤井南二37-1、1,042㎡ 外 計12筆で12,273㎡、解約届出日は令和5年7月10日、開発事業用地として第三者へ賃貸借のための賃貸借の解約でございます。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 日程第4、議案第1号 非農地証明願について、上程いたします。その1を事務局から説明願います。

○局長補佐： その1、大塩字中沢上50-3、393㎡、農地を転用した理由及び現在の状況については、願出地は、昭和56年6月29日付けで、国土調査の成果により、畑として登記されております。しかし、平成8年に畑であるという認識がないまま、住宅を増築し、現在に至るまで宅地として利用しております。今後も農地として使用しないことから、非農地証明願いを提出されたものとなります。以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員6番 秋本まゆみ委員、聴き取り調査報告をお願いします。

○秋本まゆみ委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年7月19日。転用された日は、平成8年月日不詳、現在の利用状況は、増築建物が建っており、農地へ復元することはない。転用した理由については、平成8年に住宅を増築。本年5月に隣接する竹藪の件で屋敷を測量したところ、農地に増築したことが判明。27年経っており今後農地に復元することはない非農地証明願を申請するものです。総合意見としては適当。以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を非農地証明願の通り証明することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を非農地証明願の通り証明することに決定します。  
次に、日程第5、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。その1を事務局から説明願います。

○事務局長： その1、赤井字南三65-1、599㎡ 外 計8筆で6,867㎡、売買による所有権移転となります。  
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員16番 私ですので、事務局より聴き取り調査報告をお願いします。

○事務局長： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年7月23日。権利の種類は所有権移転。出し手の理由は規模縮小、受け手の理由は、相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻と露地野菜の複合経営となります。通作距離については1km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田となっております。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可することに決定します。

次に、その2を事務局から説明願います。

○事務局長： その2、大塩字清水沢20-5、152㎡ 外 計2筆で472㎡、贈与による持分1/2ずつの所有権移転となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員13番 大崎康委員の聴き取り調査報告をお願いします。

○大崎康委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年7月24日。権利の種類は、所有権移転。出し手の理由は贈与、受け手の理由は受贈。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、家庭菜園となります。通作距離については約0.1km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、畑として利用しております。総合意見としては許可相当で附帯条件

はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その2を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その2を許可することに決定します。  
次に、その3からその6は関連がありますので一括で事務局から説明願います。

○事務局長： その3、赤井字中二号18—1、1、581㎡、5年間の賃借権設定となります。  
その4、赤井字中二号39—1、483㎡、5年間の使用貸借権設定となります。  
その5、赤井字中二号39—14、75㎡、5年間の使用貸借権設定となります。  
その6、赤井字中二号16—12、803㎡ 外 計2筆1,051㎡、5年間の賃借権設定となります。  
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員11番 本田幸男委員の聴き取り調査報告をお願いします。

○大崎康委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年7月22日。権利の種類は、賃借権設定及び使用貸借権設定。出し手の理由はいずれも規模縮小、受け手の理由はいずれも規模拡大。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、露地野菜の単一経営となります。通作距離については約8km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、畑として利用しております。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その3からその6を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その3からその6を許可することに決定します。

次に、その7を事務局から説明願います。

○事務局長： その7、浅井字上宿231、200㎡ 外 計6筆で1,515㎡、贈与による所有権移転となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員7番 小山静子委員の聴き取り調査報告をお願いします。

○小山静子委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年7月22日。権利の種類は、所有権移転。出し手の理由は贈与、受け手の理由は受贈。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻、露地野菜の複合経営となります。通作距離については約1km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用しております。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その7を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その7を許可することに決定します。

次に、その8を事務局から説明願います。

○事務局長： その8、矢本字二反走274、1,021㎡ 外 計7筆で6,963㎡、10年間の賃借権設定となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員4番 熊谷奨委員の聴き取り調査報告をお願いします。

○熊谷奨委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年7月21日。権利の種類は、賃借権設定。出し手の理由は病気により労力不足、受け手の理由は規模拡大、相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻、露地野菜の複合経営となります。通作距離については約2km以内。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用しております。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。



以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その8を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その8を許可することに決定します。

次に、日程第6、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、上程いたします。その1を事務局より説明願います。

○局長補佐： その1、大塩字表沢129—21、743㎡、転用目的は太陽光発電敷地、現在の利用状況は休耕中で、所有権移転の売買となります。

位置については9ページの通りとなります。第2種農地となっております。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員13番 大崎康委員の聴き取り調査の報告をお願いします。

○大崎康委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年7月24日。転用目的は、太陽光発電用地。転用目的実現の確実性は適当。周辺農地の営農条件への支障はなし。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1及を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

次に、その2を事務局より説明願います。

○局長補佐： その2、赤井字中新丁49、1、200㎡、転用目的としては、仮設事務所、倉庫、駐車場

の設置、現在の利用状況については休耕中、11ヶ月の賃借権設定の一時転用の申請となります。

位置については10ページの通りとなります。農地区分は第1種農地ではありますが、第1種農地の例外規定として期間を設けた一時転用申請であります。事業目的を達成するうえで必要不可欠ということです。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員11番 本田幸男委員の聴き取り調査の報告をお願いします。

○本田幸男委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年7月22日。転用目的は、仮設事務所、倉庫、駐車場の設置としての一時転用です。転用目的実現の確実性は適当で、周辺農地の営農条件への支障はなし。総合意見としては許可相当で、附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その2を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その2を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

次に、日程第7、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、上程いたします。始めに利用権の賃借権設定になります。その1を事務局から説明願います。

○事務局長： その1、小野字新茨島103、528㎡、借賃は、物納で30kg、期間については、令和5年8月1日から令和14年11月30日までの10年間となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員10番 安部俊郎委員より聞き取り調査の報告をお願いします。

○安部俊郎委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年7月19日。権利の種類は賃借権設定。出し手の理由は労力不足、受け手の理由は規模拡大。農業で自立する意欲と能力、農地の効率的な利用、労働力はいずれも適当。通作距離は1km。農業経営の内容については、水稻、施設野菜、大豆の複合経営となっています。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1を承認することに決定します。

次に、その2ですが、10番 安部俊郎委員にかかる案件ですので、東松島市農業委員会会議規則第23条の規定により退席をお願いします。

（10番 安部俊郎委員 退場）

○議長（佐藤栄宏会長）： それでは、その2を事務局から説明願います。

○事務局長： その2、野蒜字山崎96、4、218㎡、借賃については物納で150kg、令和5年8月1日から令和15年2月28日までの10年間となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員7番 小山静子委員より聞き取り調査の報告をお願いします。

○小山静子委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年7月19日。権利の種類は賃借権設定。出し手の理由は労力不足、受け手の理由は相手方要望。農業で自立する意欲と能力、農地の効率的な利用、労働力はいずれも適当。通作距離は0.5km。農業経営の内容については、水稻、大豆、麦の複合経営となっています。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その2を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その2を承認することに決定します。

10番 安部俊郎委員は入場願います。

（10番 安部俊郎委員 入場）

○議長（佐藤栄宏会長）： 10番 安部俊郎委員に申し上げます。

本計画その2については原案のとおり承認することに決定しましたので、ご報告いたします。

次に、その3からその7は再設定になりますので一括で事務局から説明願います。

○事務局長： その3、大曲字関の内129—1、245㎡ 外 計3筆で2,397㎡、登記地目は田、現況地目は農業用施設、借賃については金納で71,910円、令和5年8月1日から令和15年7月31日までの10年間の再設定となります。

その4、大曲字上納28—1、729㎡ 外 計12筆で8,817㎡、登記地目は田、現況地目は農業用施設、借賃については金納で264,510円、令和5年8月1日から令和15年7月31日までの10年間の再設定となります。

その5、大塩字新本地25—2、3,966㎡、登記地目は田、現況地目は田、借賃については物納で300kg、令和5年8月1日から令和15年7月31日までの10年間の再設定となります。

その6、小野字青木33、1,770㎡ 外 計2筆で5,304㎡、借賃については物納で207kg、令和5年8月1日から令和15年12月31日までの11年間の再設定となります。

その7、根古字檀森72、936㎡ 外 計11筆で27,308㎡、借賃については物納で1,450kg、令和5年8月1日から令和10年12月31日までの6年間の再設定となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 直ちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その3からその7を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その3からその7を承認することに決定します。

### 【 閉 会 】

○議長（佐藤栄宏会長）： 以上で本日付議された議案の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、第26回東松島市農業委員会総会を閉会といたします。

午後2時05分 閉会

以上の記録に相違ないことを証するため、東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定により署名する。

令和5年6月26日

東松島市農業委員会会長 佐藤 栄宏

署名委員 6番 秋本 千由み

署名委員 7番 小山 静子